

日本ヒューマンケアリング学研究会 会則

平成 22 年 9 月 1 日 設立

(名称)

第 1 条 本会は日本ヒューマンケアリング学研究会(Japanese Society of Human Caring)と称する。

(目的)

第 2 条 本会は医療、看護、介護福祉、心理、教育に関する学理及び実践活動報告を含む実効性の高いヒューマンケアリング研究についての知識の普及、会員相互及び内外の関連学会との連携協力を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会などの開催
- (2) 会誌、その他の出版物の刊行
- (3) 研究の奨励、研究業績の表彰
- (4) 内外の関連学術団体との連絡及び協力
- (5) ライフケア・スペシャリストの育成と認定
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 4 条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 ヒューマンケアリングについての学識又は実践および研究経験のある個人。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して、これを援助する個人、又は団体。
- (3) 機関会員 ヒューマンケアリングの研究に携わる研究機関、団体、部署。

(入退会)

第 5 条 本会の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添えて入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 6 条 本会の会費は別に定める会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第 7 条 会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づき、理事長が除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第 9 条 本会には 10 余名の理事をおく。

(役員を選任)

第 10 条 理事長は総会において会員の中から選任する。

2. 理事は、理事長が指名する。

(役員職務)

第 11 条 理事長は本会を代表し会務を総理する。

2. 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、予め理事長が指名した順序により理事がその職務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、本会の業務を執行する。
4. 複数名の理事は本会の業務及び財産状況を監査し、これを理事会及び総会に報告する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員によって選出された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員解任)

第 13 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事現在数及び会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他、役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。

(会議)

第 14 条 定期総会は毎年 1 回開く。ただし、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の 5 分の 1 以上の要請があったときは、臨時総会を開くことができる。

2. 総会は会員の 5 分の 1 以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。
3. 総会の議決は出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。

(会計)

第 15 条 本会の運営は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2. 本会の目的を達成するために、寄付金および賛助金を受け入れることができる。
3. 本会に対する寄付金は理事会の決議を経て受理する。
4. 本会の会計及び事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会則の変更)

第 16 条 本会則を変更するときは、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

(収入)

第 17 条 正会員、機関会員の会費は年額 5,000 円とする。

2. ただし、学生会員の場合は 2,000 円とする。

「入会時（または学生会員への身分変更時）、学生証のコピーを提出
(パスワード付き PDF か郵送)」

3. 寄付金（個人からの寄付金）：一口 10,000 円とする。

賛助金（法人からの寄付金）：一口 20,000 円とする。

広告掲載料：A4 版 1 頁 20,000 円

(事務局)

第 18 条 本会の事務局は、茨城県土浦市湖北 2 丁目 10 番地 35 号
(アール医療専門職大学内) に置く。

(附則)

この会則は、本会の設立許可のあった日から施行する。

理事（理事長） 柳 久子（アール医療専門職大学）
理事 荒木 章裕（大分県立看護科学大学看護学部）
〃 岡本 紀子（滋賀県立看護大学人間看護学部）
〃 坂本 晴美（アール医療専門職大学）
〃 高尾 敏文（つくば国際大学医療保健学部）
〃 田中喜代次（筑波大学名誉教授）
〃 谷口 圭佑（アール医療専門職大学）
〃 殿山 希（筑波技術大学保健科学部）
〃 中村 誠司（産業能率大学総合研究所）
〃 橋爪 祐美（筑波大学医学医療系）
〃 深作 貴子（相模女子大学短期大学部）
〃 保科 寧子（埼玉県立大学保健医療福祉学部）
〃 巻 直樹（アール医療専門職大学）
〃 松田ひとみ（筑波大学名誉教授）
〃 水上 勝義（筑波大学体育系）

(50 音順)

本規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

本規程の改定は、平成 24 年 10 月 1 日より施行する。

本規程の改定は、平成25年10月1日より施行する。
本規定の改定は、平成26年4月1日より施行する。
本規程の改定は、平成27年4月1日より施行する。
本規程の改定は、平成27年11月1日より施行する。
本規程の改定は、平成28年4月1日より施行する。
本規程の改定は、平成30年3月1日より施行する。
本規定の改定は、令和元年10月1日より施行する。
本規定の改定は、令和3年9月1日より施行する。
本規定の改定は、令和4年4月1日より施行する。
本規定の改定は、令和5年4月1日より施行する。